



第5章 熊本市成年後見制度利用促進計画



I 熊本市成年後見制度利用促進の背景等について

1 成年後見制度利用促進計画策定の背景及び目的

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどの精神上の障がいにより判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものであり、本人が地域で生活する上で重要な手段の一つです。しかし、制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知機能の低下が見られる高齢者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数と比較して、少ない状況です。

このような状況のもと、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成 28 年 5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村は、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、本市においては、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進するため、本章を熊本市成年後見制度利用促進計画に位置づけ、成年後見制度の利用の促進に取り組みます。

なお、この章において、「成年後見人、保佐人、補助人」を「成年後見人等」、「成年被後見人、被保佐人、被補助人」を「本人」、家庭裁判所に後見等開始の審判申立を行う人を「申立人」と表記します。

2 計画期間

計画期間は、第 4 次地域福祉計画と同じく、令和2年度(2020 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの 5 年間とします。

年 度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
国		成年後見制度利用促進基本計画 H29 年度～R3 年度							
市					熊本市第 4 次地域福祉計画 R2～6 年度 成年後見制度利用促進計画				
	熊本市第 7 次総合計画 H28 年度～R5 年度								

Ⅱ 現状と課題

1 熊本市・熊本県・全国における成年後見制度の利用状況等

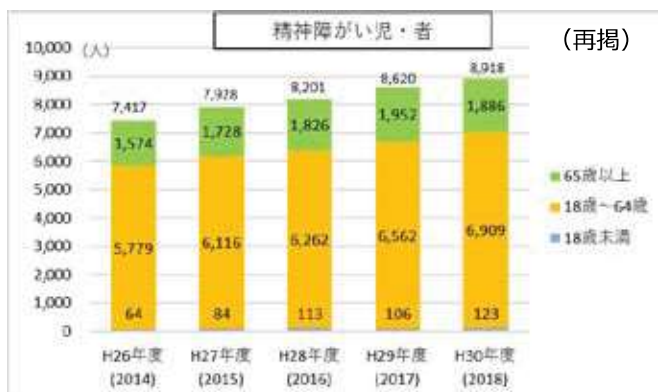
(1) 認知機能の低下がみられる高齢者の推移 ※熊本市

- 認知機能の低下がみられる高齢者は増加傾向にあり、高齢者の約 12%を占める。
- 平成 24 年(2012 年)と比較して、令和 7 年(2025 年)にはさらに 1.5 倍程度に増加すると見込まれている。



(2) 年齢階層別障害者手帳所持者数の推移(知的・精神障がい児・者) ※熊本市

- 平成 30 年度(2018 年度)の知的障がい児・者は平成 26 年度(2014 年度)と比較して約 1,000 人増加しており、約 15%伸びている。特に、中・軽度(B1・B2)の手帳所持者の増加が顕著である。
- 平成 30 年度(2018 年度)の精神障がい児・者は平成 26 年度(2014 年度)と比較して約 1,500 人増加しており、約 20%伸びている。特に、2級の手帳所持者の増加が顕著である。
- 今後も、知的・精神障がい児・者は増加していくものと考えられる。





等級別の療育手帳所持者数

(人)

等級	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
A1・A2	2,342	2,377	2,422	2,444	2,482
B1・B2	3,727	3,952	4,178	4,370	4,522
計	6,069	6,329	6,600	6,814	7,004

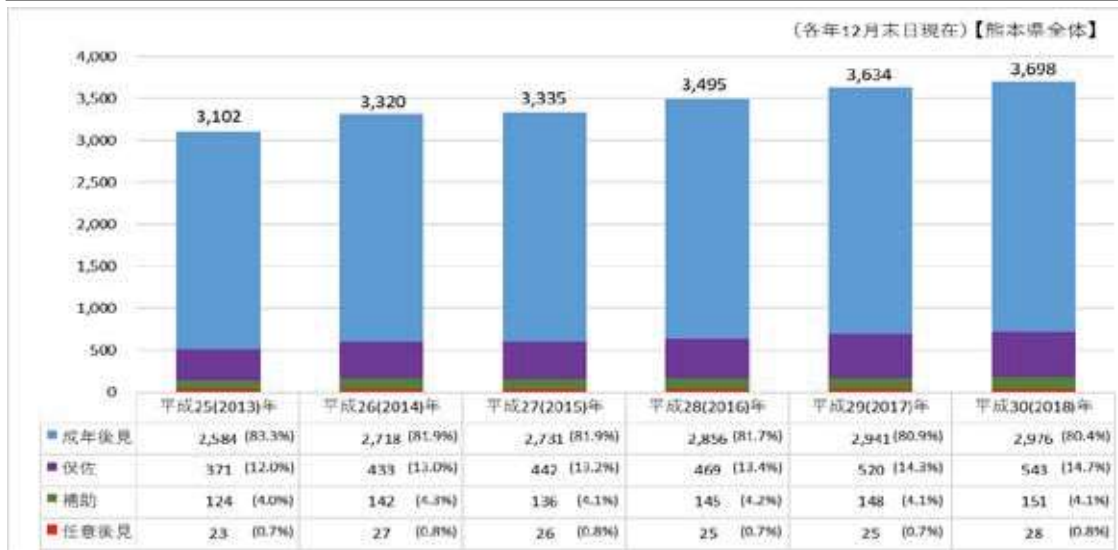
等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

等級	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
1級	1,171	1,158	1,138	1,154	1,147
2級	5,207	5,485	5,688	6,069	6,264
3級	1,039	1,285	1,375	1,397	1,507
計	7,417	7,928	8,201	8,620	8,918

(3) 成年後見制度の利用者数の推移 ※熊本県全体

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成 30 年 12 月末時点の利用者数については、成年後見の割合が 80.4%、保佐の割合が 14.7%、補助の割合が 4.1%、任意後見の割合が 0.8%である。
- 認知機能の低下がみられる高齢者数や知的・精神障がい者数と比較して、成年後見制度の利用者数は少なく、十分に制度が活用されていない可能性がある。



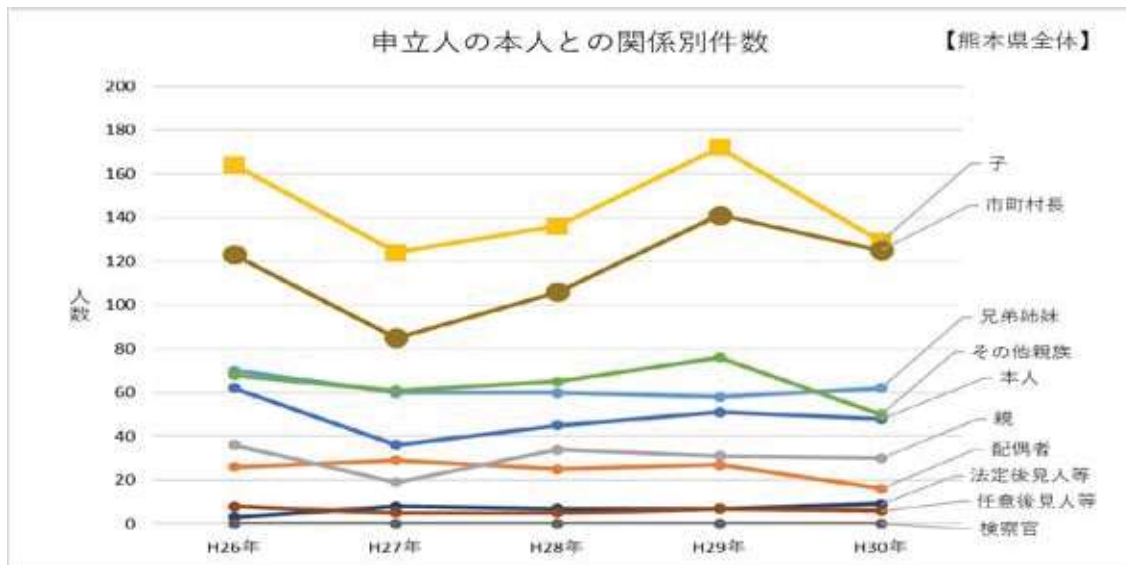
※平成 30 年(2018 年) 熊本市の利用者数 1,388 人

(後見:1,022 人 保佐:270 人 補助:81 人 任意後見:15 人)



(4) 申立人の本人との関係別件数 ※熊本県全体

- 申立人については、本人の子が最も多く、次いで市町村長であり、平成 30 年(2018 年)ではほぼ同数となっている。



(注 1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注 2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、4 親等内の親族をいう。

※熊本家庭裁判所提供データから独自作成

(5) 申立の動機別件数 ※熊本県全体

- 主な申立の動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上監護となっており、概ね増加傾向にある。



(6) 成年後見人等と本人との関係別件数 ※熊本県全体

- 成年後見人等と本人との関係については、平成 26 年(2014 年)は、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が最も多かったが、平成 30 年(2018 年)は、社会福祉士が最も多く、次いで司法書士、親族、弁護士の順となっている。



※熊本家庭裁判所提供データから独自作成

(7) 市長申立件数の推移(高齢・障がい合計) ※熊本県全体・熊本市

- 県内の市長申立件数のうち、約 4 割を熊本市が占めており、概ね増加傾向にある。

(件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
熊本県全体	85	106	141	125
熊本市 ()内は県全体のうち熊本市が占める割合	33 (39%)	47 (44%)	56 (40%)	52 (42%)



(8) 市民後見人養成への取組状況 ※熊本市

①市民後見人啓発セミナー

- 成年後見制度や市民後見人についての理解を深めるための講演会を実施(熊本市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に委託して実施)。
- 平成 27 年度(2015 年度)、平成 30 年度(2018 年度)に実施し、これまで延べ 160 人が受講。

※平成 28、29 年度は熊本地震により中止

②市民後見人養成講座修了者

- 10 日間の研修カリキュラムで、基礎研修及び実践研修(成年後見制度の基礎、成年後見の実務、高齢者施策・介護保険制度等)を行っている(市社協に委託して実施)。
- 平成 25 年度(2013 年度)より開始し、これまで延べ 66 人が受講。

※平成 28、29 年度は熊本地震により中止

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
修了者数	12	21	0	0	19

③市民後見人フォローアップ研修受講者

- 市民後見人養成講座の修了者に対し、さらに実践的な知識や技術を習得するための研修を行っている(市社協に委託して実施)。
- 平成 26 年度(2014 年度)より開始し、平成 30 年度(2018 年度)末までに延べ 74 人が受講。(実人数 37 人)※平成 28 年度は熊本地震により中止

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受講者数	14	19		24	17

④市民後見人バンク登録者

- 市民後見人養成講座を修了し、市社協の日常生活自立支援事業の地域生活支援員として登録され 1 年以上の活動を経験し、かつ市民後見人フォローアップ研修を受講している方のうち、希望者を市民後見人バンクに登録している(市社協が実施)。
- 令和元年(2019 年)9月末現在、登録者数は 4 人。

⑤法人後見協力員

- 後見業務の経験を積むため、市民後見人バンク登録者の中から市社協より選任され、雇用契約を締結し、市社協が受任した成年後見人等業務の一部を担う(市社協が実施)。
- 令和元年(2019 年)9 月末現在、4 人。



(9) 報酬助成の状況(市長申立) (高齢・障がい合計) ※熊本市

○ 成年後見人等への報酬助成件数・金額ともに増加傾向にある。

	H25年 (2013年)	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)
件数(件)	8	10	22	39	47	55
助成額(千円)	1,370	2,000	3,926	6,290	6,702	7,693

2 成年後見制度利用にかかる課題

現在、本市においては、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、区役所福祉課、高齢福祉課、障がい保健福祉課、市社協等が相談窓口となり、成年後見制度を含めた権利擁護に取り組んでいます。

現状をみると、本市における認知症高齢者数が約2万3千人、療育手帳所持者数が約7千人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約9千人いるのに対して、市内の成年後見制度の利用者数は約1,400人(いずれも平成30年(2018年)現在)と少なく、制度が必要であるにも関わらず利用に至っていない人が相当数いると考えられます。

また、申立に至った動機を見ると、熊本県内の傾向では、預貯金等の管理・解約といった「財産管理」が最も多く、「身上監護」はその約半数となっており、実際に寄せられる相談において福祉サービスの利用契約等の身上監護が求められるケースが多いにも関わらず、それをきっかけとする申立件数は比較的少ない状況です。

さらに、成年後見人等の本人との関係を見ると親族が減少傾向にあり、社会福祉士・司法書士・弁護士等専門職の比重が高まってきていることから、今後、制度の担い手不足が懸念されます。

本市も同様の傾向にあると考えられ、これらの背景として、次のような課題があると考えられます。

(1) 成年後見制度の認知不足

制度利用者の約8割が後見類型であることから、認知度の偏りがあり、任意後見や補助・保佐を含めた制度の認知不足であると考えられます。

(2) 相談窓口の周知不足・相談機能の整備が不十分

地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、区役所福祉課、高齢福祉課、障がい保健福祉課、市社協等で相談を受け付けていますが、市民への周知が不十分であると考えられます。また、相談機能を充実させるため、対応する職員のさらなるスキルアップが求められています。



(3) 成年後見等の担い手の確保

成年後見人等の約8割を弁護士、司法書士、社会福祉士等といった親族以外の専門職個人が担っている状況であるうえ、受任できる数にも限度があります。そこで、成年後見等の新たな担い手として多様な専門職による受任に加え、市民後見人が期待され、現在養成に取り組んでいますが、後見業務に関する知識・経験が十分でないことや選任後のバックアップ体制が構築できていないこと等から、現在のところ家庭裁判所から選任されていない状況です。

(4) 経済的負担への不安感

申立費用や後見人への報酬を実際以上に高額に思っていたり、助成制度を知らない等、親族等が後見報酬等への認識が十分でなく、経済的負担を気にして、申立てをためらうケースがあると考えられます。



Ⅲ 計画の目標

1 目標

(1) 成年後見制度の認知度向上

判断能力が十分でない方も、制度を利用することで地域で安心して暮らしていけるよう、任意後見や補助・保佐を含め、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

(2) 本人がメリットを実感できる制度の活用

成年後見制度は、財産管理などを目的として利用されることが多い現状がありますが、財産管理のみならず、身上監護の側面も重視する必要があります。

成年後見制度の理念である自己決定権の尊重と権利擁護を推進するため、その人のニーズに合った適切な成年後見人等が選任され、成年後見人等が介護支援専門員、相談支援専門員などと連携して本人の意思決定支援を行い、本人が制度を利用して良かったと実感できる制度の活用を推進します。

(3) 成年後見人等を地域で連携して支える体制の構築

成年後見制度の利用の促進のためには、必要な人が身近な地域で成年後見制度を利用できることが重要です。

このため、成年後見人等と介護支援専門員、相談支援専門員などの本人に関わる人が連携・協働し、チームとして本人を支えるとともに、本市、市社協、専門職団体、家庭裁判所等による地域連携ネットワークによりチームをバックアップする体制の構築を目指します。

2 成果指標

指標1 後見等申立のうち、市長申立件数

実績値 平成 30 年度(2018 年度)年間 52 件

⇒ 目標値 令和 6 年度(2024 年度) 年間 105 件

指標 2 家庭裁判所から市民後見人として選任された人数

実績値 平成 30 年度(2018 年度) 0 人

⇒ 目標値 令和 6 年度(2024 年度) 9 人



IV 具体的な施策

1 成年後見制度利用促進のための段階的・計画的な取組の推進

成年後見制度利用促進のためには、権利擁護を必要とする人を早期に発見し、相談につなげることが重要です。そこで、各専門職団体や関係機関等と連携して、まずは制度の認知度を高めるための広報や相談機能の強化を行っていくこととし、成年後見制度を利用しやすくするため、関係機関からなる「地域連携ネットワーク」を構築し、後述する「中核機関」を中心として次の取組を段階的・計画的に推進していきます。

(1) 広報・啓発の強化

各専門職団体や関係機関等と連携して、任意後見や補助・保佐を含めて成年後見制度の仕組みや活用方法、相談窓口等を周知啓発するため、パンフレットの作成・配布、セミナーの開催等の広報啓発活動に努めます。

(2) 相談機能の強化

市民に身近な相談窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、区役所、市社協等が相談者の制度利用の必要性に気づき、適切な制度の利用につなげることが重要です。そのためにも、研修会等により地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、区役所、市社協等の職員のさらなるスキルアップを図ります。

また、制度利用の必要性に気づいた人や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等からの相談を受け、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、必要な見守り体制に係る調整を行う地域連携ネットワーク・中核機関を整備し、相談機能の強化を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

利用者が制度のメリットを実感できるよう、家庭裁判所等と連携して、利用者のニーズに合った適切な成年後見人等の選任となるよう、親族後見人候補者や市民後見人候補者へのアドバイス等の支援や受任者調整を行う体制の構築を検討します。

また、成年後見等の担い手の育成・活動への支援として、現在市社協で取り組んでいる市民後見人の研修・育成・活用を促進し、選任後のバックアップ体制を構築するとともに、多様な専門職団体等に働きかけ、受任体制の整備に取り組めます。

(4) 成年後見人等への支援

親族後見人や市民後見人等からの相談に応じるとともに、本人及び成年後見人等を支援するチーム体制づくりや専門職団体等の協力を得られる体制づくりに取り組めます。



(5) 不正防止効果

成年後見制度における成年後見人等による横領等の不正事案は、成年後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多く、チームや地域連携ネットワークでの見守り体制を整備し、親族後見人等が日常的に相談等の支援を受けられる体制を整備することにより、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

(6) 成年後見制度の利用に関する経済的支援

経済的な理由から制度の利用を躊躇することの無いよう、申立時に要する費用や、成年後見人等への報酬について適切な助成の検討を行います。

※現在の本市の成年後見人等に対する報酬助成

市長が申立てを行ったもののうち、本市在住で、生活保護受給者もしくは報酬を支払うことにより生活保護基準を下回る者に対し、月額 28,000 円（施設入所者は月額 18,000 円）を上限に助成。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備

これらの取組を推進していくために、令和 3 年度(2021 年度)末までに、保健・医療・福祉・司法の専門職団体・関係機関が連携協力する、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を図ります。地域連携ネットワークでは、本人を中心とする「チーム」を支援する「協議会」とその運営・調整等を行う「中核機関」を設置し、中核機関を中心として取組を推進していきます。

○「チーム」

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や地域住民、医療機関、地域包括支援センター・介護支援専門員・介護サービス事業所、障がい者相談支援センター・相談支援専門員・障害福祉サービス事業所等の、福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

○「協議会」

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。



このため、法律・福祉の専門職団体、社会福祉協議会、民生委員・自治会、医療・福祉関係団体、家庭裁判所、中核機関等の関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、個別の協力活動の実施、多職種間でのさらなる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

○「中核機関」

地域連携ネットワークや協議会を適切に運営していくための中核となる機関です。

中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

中核機関では、先に述べた取組のうち、次の4つの取組を中心的に担っていきます。

- (1) 広報・啓発の強化
- (2) 相談機能の強化
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 成年後見人等への支援

※(3)、(4)の取組については、関係機関と協議を行いながら、中核機関設置後、段階的に機能の充実を検討します。

